

資 料

英米刑事法研究 (26)

英米刑事法研究会
(代表者 田 口 守 一)

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

被告人に不利な鑑定に関与していない
専門家証人による証言と対面条項

Bullcoming v. New Mexico, 131 S. Ct. 2705 (2011)

大 庭 沙 織

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

被告人に不利な鑑定に関与していない
専門家証人による証言と対面条項

Bullcoming v. New Mexico, 131 S. Ct. 2705 (2011)

I はじめに

アメリカ合衆国（連邦）憲法修正 6 条のいわゆる「対面条項（Confrontation Clause）」によれば、すべての刑事訴追における被告人には、「自己に不利な証人との対面を求める」権利が保障されている⁽¹⁾。

この対面条項に関しては、公判廷外でなされた供述が証言的である場合に、原供述者を証人として公判廷に出廷させることなく、その供述を被告人に不利な証拠として許容できるかが問題となる。Crawford 判決⁽²⁾によれば、公判廷外でなされた供述が証言的である場合に対面条項の対象となるが、原供述者が証人として利用不能であり、かつ、供述についての反対尋問の機会が事前に被告人に与えられていた場合には証拠として許容できるとされた。しかし、Crawford 判決は「証言的」という概念を厳密に規定したわけではなかったもので、いかなる場合に供述が証言的と認められるかについては不明確さが残った⁽³⁾。

(1) U.S. CONST. AMEND. VI.

(2) Crawford v. Washington, 541 U.S. 36 (2004) [紹介, 浅香吉幹ほか「座談会：合衆国最高裁判所2003-2004年開廷期重要判例概観」アメリカ法2004年2号(2005年)257-63頁, 早野暁・比較法雑誌39巻4号(2006年)210頁, 二本柳誠・比較法学39巻3号(2006年)204頁, 小早川義則・名城ロースクール・レビュー20号(2011年)57頁, 樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』〔津村政孝〕(2012年)116頁].

(3) 二本柳・前掲注(2)215頁以下。

本判決と同様、鑑定書が対面条項の対象となる証言的供述に当たることが争われたものとして、Melendez-Diaz 判決⁽⁴⁾がある。Melendez-Diaz 判決では、検察側の証拠として提出された不審な薬物の鑑定書が証言的供述の具体例として挙げられてきた宣誓供述書のカテゴリーに属していること、鑑定書が後の公判廷で証拠として利用されると分析官が考えることが合理的であることを根拠に、鑑定書は証言的供述に当たるとされた。そのため、被告人 Melendez-Diaz には、薬物の試験を行い、鑑定書を作成した分析官と対面する権利が認められた⁽⁵⁾。

しかし、証言的であると認められた鑑定書を証拠として採用する場合に誰を出廷させなければならないかという問題は残されたままであった⁽⁶⁾。以下に見る本判決⁽⁷⁾ではこの点が問題になったのである。

-
- (4) Melendez-Diaz v. Massachusetts, 129 S. Ct. 2527 (2009) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2008年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学44巻1号(2010年)167頁〔二本柳誠〕, 小早川義則・名城ロースクール・レビュー-23号(2012)155頁など].
- (5) なお、対面条項をめぐる最近の連邦最高裁判例の状況については、堀江慎司「第6修正の対面条項の射程をめぐる最近の判例」アメリカ法2010年1号(2010年)106頁。
- (6) See *The Supreme Court, 2011 Term—Leading Cases*, 125 HARV. L. REV. 251 (2011).
- (7) 本判決に関する文献としては、たとえば以下のものがある。Alex Herskowitz, *Bullcoming v. New Mexico: Revisiting Analyst Testimony After Melendez-Diaz*, 6 DUKE J. CONST. L. & PUB. POL'Y SIDEBAR 194 (2011); Benjamin Ekenes, *The Need for Formalities with Forensic Evidence: Why the Melendez-Diaz Holding Should be Limited*, 38 W. ST. U. L. REV. 209 (2011); Jesse J. Norris, *Who Can Testify About Lab Results after Melendez-Diaz and Bullcoming?: Surrogate Testimony and Confrontation Clause*, 38 AM. J. CRIM. L. 375 (2011); Richard D. Friedman, *Bullcoming v. New Mexico*, 2010-2011 PREVIEW U.S. SUP. CT. CAS. 210 (2011); Ronald J. Coleman & Paul F. Rothstein, *Grabbing the Bullcoming by the Horns: How the Supreme Court Could Have Used Bullcoming v. New Mexico Clarify Confrontation Clause Requirements for CSI-type Reports*, 90 NEB. L. REV. 502 (2011); Megan Weisgerber, Comment, *Confronting Forensics: Bullcoming v. New Mexico And The Sixth Amendment*, 45 LOY. L. A. L. REV. 613 (2012); David Alan Sklansky, *Confrontation and Fairness*, 45 TEX. TECH L. REV. 103 (2012); Michael A. Sabino & Anthony Michael Sabino, *Confronting the "Crucible*

II 事案の概要

上告人 Bullcoming は衝突事故を起こした際、飲酒運転の可能性が疑われた。警察が令状に基づいて Bullcoming の血液を採取し、ニューメキシコ州保健省内の科学研究課 (SLD) で血中アルコール濃度 (BAC) を検査したところ、BAC が加重された酩酊運転の罪の基準値を超えていることを証明する鑑定書が作成された。そこで、検察側は、Bullcoming を加重された酩酊運転の罪で起訴し、この鑑定書は Bullcoming に不利な主たる証拠とされた。

しかし、事実審において検察側は、Bullcoming の BAC 検査に関与し、鑑定書に含まれる証明書を作成しサインした SLD の法科学分析官 Caylor は無給休職中であるとして出廷させず、代わりに分析官 Razatos を出廷させた。Razatos は、Bullcoming の血液試料の検査に用いられた検査装置や、研究課における検査手続に精通していたものの、Bullcoming の BAC 検査および鑑定書作成に実際に関与していたわけではなかった。検察側は、Caylor の無給休職の理由を明らかにせず、Caylor が証人として利用不能であることも示さなかった。そこで、Bullcoming の弁護人は、Caylor の証言なしに本件鑑定書を証拠として採用することは、修正 6 条が保障する被告人の不利な証人と対面する権利を侵害するとして異議を申し立てた。しかし、事実審裁判所は、Caylor の所見を「業務文書 (business record)」⁽⁸⁾ として採用し、弁護人の申立を却下して、Bullcoming を加重された酩酊運転の罪で有罪とした。Mendez-Diaz 判決が出される前だったため、本件鑑定書は非証言的であり、典型的に信用性が保証されているとして州控訴裁も有罪判決を支持した。

これに対して Bullcoming が州最高裁に上告した。州最高裁は、Bullcom-

of Cross-Examination”: Reconciling the Supreme Court’s Recent Edicts on the Sixth Amendment’s Confrontation Clause, 65 BAYLOR L. REV. 255 (2013). また、日本語文献としては、以下のものがある。浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2010-2011年開廷期重要判例概観」アメリカ法2011年2号(2012年)370-73頁、君塚正臣・横浜国際経済法学21巻2号(2012年)187頁、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2010年10月開廷期刑事関係判例概観(上)」比較法学46巻1号(2012年)195頁〔大庭沙織〕。

(8) 「業務文書」とは、通常の業務過程で作成される記録等の文書であり、典型的に信用性が高いと認められるなどの理由から、伝聞証拠排除法則の例外として許容される(田邊真敏『アメリカ連邦証拠規則』(2012年)194頁参照)。

ing の上告審前に出された Melendez-Diaz 判決を受けて、本件鑑定書が証言的であることを認めたものの、Caylor は検査機器が算出した検査結果を書き写しただけにすぎないこと、Razatos は検査機器および SLD の検査手続に関して専門家であり、BAC 検査についての反対尋問を彼に対して行うことができることを理由に、Caylor を出廷させることなく本件鑑定書を証拠として認めたことは対面条項違反にはならないとして、有罪判決を支持した。このため、Bullcoming により連邦最高裁に上告がなされた。連邦最高裁は、刑事裁判において事実を証明するために作成された証言的な証明書を含む鑑定書を、検査や鑑定書作成に実際に関与していない分析官に公判廷で証言させることによって、証拠として採用することが対面条項上許容されるか否かを判断するために、裁量上告を受理した。

III 判決の要旨

連邦最高裁は、本件鑑定書は証言的であり、Caylor は対面条項が対象とする証人であると認められるから、Caylor が証人として利用不能であることを示さず、かつ、Bullcoming に反対尋問の事前的機会を与えずに、本件鑑定書を証拠として採用することは対面条項に違反するとして原判決を破棄・差戻した。

1 一部法廷意見

ギンズバーグ裁判官執筆意見のうち、「IV」⁽⁹⁾ および「注6」を除く、スカーリア、ソトマイヨール、ケーガン、トーマス各裁判官同調部分。

(1) Razatos の代理証言が対面条項の要求を満たさないことについて

州最高裁は、Caylor は検査機器が算出した結果を記録しただけで、独自の解釈や判断を行っていないから、Razatos の代理証言によって対面条項の要求は満たされるとした。しかし、Caylor が作成した鑑定書には、検査機器が算出したデータ記録以上のことが記述されている。すなわち、Caylor は、Bullcoming の血液試料を受け取った際に試料の封印が完全であったこと、鑑定書記載番号と血液試料番号とが一致していたこと、正確なプロトコルを厳守して

(9) IVは、鑑定書を対面条項の対象とすることが、検察官や分析官の負担を増やすことにはならないという趣旨のギンズバーグ裁判官の意見である。

Bullcoming の血液試料に対する特定の検査が行われたことを証明し、さらに、所見部分を空欄にすることで試料の完全性や鑑定の有効性が環境や条件の影響を全く受けていないことを示していた。これらの表明は、検査機器が算出したデータとともに反対尋問に値するものである。

また、州最高裁は Razatos による代理証言を許容したが、Razatos は Caylor が特別な検査や検査過程において実際に何を知り、何を見たかを証言することはできず、何より、Caylor の無休退職の理由を知らなかった。この点でもやはり Caylor の公判廷での証言が重要な意味を持っていたのである。修正 6 条は、裁判所が対面要求のいかなる例外も展開することを認めていないから⁽¹⁰⁾、たとえ裁判所が、原供述者ではなく代理証人に公判廷で証言させれば十分に公平な反対尋問を行いうると考えたとしても、被告人を原供述者と対面させなければならない。

(2) 鑑定書が証言的であることについて

検察側は、本件鑑定書はその性質上非証言的であって、対面条項は問題にならないという。しかし、本件鑑定書が証言的であることは、Melendez-Diaz 判決に照らせば疑いのないところである。

本件鑑定書に含まれる証明書は、Melendez-Diaz 判決によって証言的であると認められた証明書と実質的に変わるところはなく、刑事手続において何らかの事実を証明し、あるいは確認することを目的に作成された一定の形式を備えた文書であり、証言的であると十分認められる。本件証明書は Melendez-Diaz 判決の証明書と異なり、宣誓供述書ではないが、宣誓の有無は供述が証言的であるか否かに影響を及ぼさない⁽¹¹⁾。

2 ソトマイヨール裁判官の一部同意意見

ソトマイヨール裁判官は、結論については一部法廷意見に同調するが、一部法廷意見とは異なるアプローチで本件鑑定書が証言的であることを示すとともに、一部法廷意見が示した解決の射程が限定的であることを示している。その大要は以下のとおりである。

まず、本件鑑定書が証言的であるというためには、鑑定書作成の主目的が公判廷内で利用される証拠の作成にあったということが必要である。この主目的

(10) Crawford v. Washington, *supra* note 2, at 54.

(11) *Id.*, at 52.

要件は、連邦証拠規則803条⁽¹²⁾によって証拠として許容されない理由と共通であり、鑑定書が証拠法上許容されないということが、鑑定書は証言的であるということを示す。証拠規則上も対面条項上も許容されなかった Melendez-Diaz 判決における鑑定書と、本判決における BAC 鑑定書および Caylor の証明書とは、主目的が同じであり、実質的に異なるところはないから、本件鑑定書は証言的であると認められる。

そして、一部法廷意見が示した解決では、以下のような場合にどのような解決がなされるか不明である。すなわち、第一に、たとえば治療のためなど、刑事訴追に用いること以外のことを目的として鑑定書が作成された場合であり、第二に、代理証人が、たとえば検査を行う分析官を監督していたなど、検査に少しでも関与していた場合であり、第三に、代理証人が他人の証言的な供述に独自の意見を述べた場合であり、そして、第四に、分析官による証明などを伴わない、検査機器が算出したデータそのものが被告人に不利な証拠として提出され、専門家証人が公判廷で証言した場合である。

3 ケネディ裁判官の反対意見

ロバーツ、ブライヤー、アリート各裁判官同調のケネディ裁判官の反対意見の要点は以下のとおりである。

本件分析過程には複数の SLD 職員の作業が含まれており、その中で Caylor が他の職員よりも大きな役割を果たしたわけではなく、さらに、Melendez-Diaz 判決によれば、証拠物に携わった全ての者を出廷させる必要はない。そして、事実審では Razatos が本件分析に携わっていないことが確認されたうえで、Razatos の証言が斟酌され、陪審は Bullcoming の有罪に合理的な疑いはないとしたのである。このような状況において、鑑定書を作成した分析官を出廷させるよう検察側に要求することは無意味な形式主義である。

さらに、連邦最高裁は、Crawford 判決の適用における共通の原則を有していない。対面条項は元来、信用できない証拠が公判廷に持ち込まれることを防ぐものであったのに、今日ではむしろ信用性確保のための形式が整えられていることを理由に、供述を証拠として許容しないし、供述の厳粛性も Crawford 判決以降の一連の判決の中で一貫した扱いを受けているわけではない。また、

(12) Melendez-Diaz v. Massachusetts, *supra* note 4, at 2538は、連邦証拠規則 803条 6号を挙げ、公判廷において証拠として利用する目的で文書が作成された場合には、その文書は業務文書として許容されないと示した。

どの証人の証言であれば、供述が証拠として許容されるかも明らかにされていない。

専門的な規範と科学的プロトコルに基づいて試験を行う研究所の、経験を積んだ専門家によって作成された公正な鑑定書を証拠として許容しない理由も必要性もない。法廷意見は、Melendez-Diaz 判決の適用を不当に拡大し、訴追側に過剰な負担を課すものである。

IV 解説

本判決は、鑑定書を作成した分析官に対し被告人が反対尋問を行う機会が与えられなければならないとした Melendez-Diaz 判決を受けて、鑑定書記載の検査および鑑定書作成に関与していない分析官に公判廷内で証言させることを通して証言的な鑑定書を被告人に不利な証拠として採用することは、被告人の証人対面権を侵害するものであると判示した。

1 「証言的」判断について

科学的検査を記した鑑定書は科学的証拠であるから、対面条項が通常対象とする供述と比較して、人の作為や誘導、誤解などによってその供述内容が歪められる危険は少ないと考えられるが、分析官も虚偽の事実を述べたり、分析を誤ったりすることはありうると Melendez-Diaz 判決で指摘され、鑑定書も対面条項の適用を免れないとされた⁽¹³⁾。本判決は、その Melendez-Diaz 判決を踏襲したものである。

しかし、ケネディ裁判官が反対意見中で指摘したように、供述の厳粛性がどのような役割を果たすのかも含め、どのようなアプローチで供述が証言的であると連邦最高裁が判断しているかはなお明らかでない。また、対面条項と伝聞例外とがどのような関係にあるかについて、なお議論の余地が残されている⁽¹⁴⁾。

(13) *Id.*, at 2536-37.

(14) *The Supreme Court, 2011 Term—Leading Cases, supra* note 6, at 259-60 (2011). なお、証人審問権と伝聞法則との関係をめぐる我が国における近年の議論状況については、田口守一「証人審問・喚問権と伝聞法則」現代刑事法 2 巻 8 号 4 頁 (2000年)、酒巻匡「証人審問権と伝聞法則」刑事訴訟法の争点 [第 3 版] 180 頁 (2002年) など参照。

2 代理証言について

本判決は、対面条項の要求を満たすためには、検査機器や研究所の検査手続について専門知識を有している者による公判廷内での証言では足りず、実際に検査および鑑定書作成に関与した分析官本人が証言しなければならないことを明らかにした。これは、検査を行い証明書を作成した分析官が、対面条項が対象とする証人であることを判示した Melendez-Diaz 判決の適用をより確実にしたものと評価できるであろう。しかし、Razatos は Bullcoming の BAC 検査および鑑定書作成について無関係であったから、彼の公判廷での証言は対面条項の要求を満たさないと判断されたのであって、ソトマイヨール裁判官が指摘するように、少しでも検査に関わった者が公判廷で証言した場合にも対面条項違反となるかどうかは明らかにされていない。そして、本判決では、Razatos の代理証言が認められない理由は説明できても、Caylor の証言でなければならないことを積極的に根拠づけることはできていないのではないだろうか。というのも、鑑定書が対面条項の規制を受けるのは検査や分析において人為的なミスが起こる可能性があるからだというのならば、実際に検査に関与した他の分析官や監督者の証言も Caylor の証言と同様に必要だと思われるからである⁽¹⁵⁾。これに対しては、検査に関与した分析官全員の証言が必要とされるわけではないとされ⁽¹⁶⁾、検査や鑑定書作成に実質的に関わった、あるいは検査過程の重要部分について知っている監督者が公判廷で証言すれば足りるとする見解もある⁽¹⁷⁾。確かに、関与した分析官全員を出廷させなければならないとするのは困難であり現実的でないかもしれない。しかし、証言すべきとされた分析官が検査および鑑定書作成全てを行ったわけではない以上、その分析官が関与していない部分については代理証言を認めることになると指摘される⁽¹⁸⁾。分析官の出廷について現実的な方法をとりつつ被告人の証人対面権を保障するために、連邦最高裁は、検査や鑑定書作成にどのように関与した分析

(15) Melendez-Diaz v. Massachusetts, *supra* note 4, at 2544-45 (Kennedy, J., *dissenting*); Coleman & Rothstein, *supra* note 7, at 536.

(16) Melendez-Diaz v. Massachusetts, *supra* note 4, at 2532, n. 1.

(17) Coleman & Rothstein, *supra* note 7, at 537. ただし、Norris, *supra* note 7, at 400-2は、監督者が実際に検査の一部始終を観察し、分析官の表明すべてについて証明することができる場合にのみ、監督者が分析官に代わって公判廷で証言することが可能であるとみる。

(18) Coleman & Rothstein, *supra* note 7, at 537.

官が公判廷で証言すべきかを具体的に明らかにする必要があるだろう。

V おわりに

連邦最高裁は、対面条項に関する判例を積み重ねてきているが、どのようなアプローチで供述が証言的であると判断されるかが明確にされてきたとはいえない。そして、鑑定書が問題となる場合は、多くの人間が検査や鑑定書作成に関与している点が特徴的であり、誰が公判廷で証言すべきかが問題となる。しかし、本判決の段階では、科学的証拠であっても対面条項による規制を受けること、および、被告人は鑑定書を作成した分析官と対面する権利を有しており、当該検査や当該鑑定書作成と全く無関係の分析官の公判廷における証言では対面条項の要求は満たされないことが明らかにされているだけである。今後は、科学的証拠である鑑定書が対面条項の規制を受けなければならない理由に照らして、対面条項の対象となる証人の範囲がどのように明らかにされるかが注目される⁽¹⁹⁾。

(大庭沙織)

(19) Bullcoming 判決後に出された Williams v. Illinois, 131 S. Ct. 3090 (2011)

[紹介、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2011年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学47巻1号(2013年)189頁〔二本柳誠〕]は、DNA鑑定結果記載の鑑定書が、記載された事柄の真实性を証明するために用いられたのではなく、犯行現場に残された精液のDNAの型と被告人のDNAの型とが一致するとの専門家証人による判断の基礎とされたにすぎない場合には、その専門家証人が鑑定書記載の検査や鑑定書作成に携わっていても、その証言を証拠採用することは対面条項違反にならないとした。